JForest

能登森林組合だより

第11号

令和元年９月発行

能登森林組合を支える若き精鋭たち！

■編集・発行 能登森林組合

■総　務　部　〒927-0023　石川県鳳珠郡穴水町字麦ヶ浦17字５番地
■本所事業部　TEL 0768-52-0316／FAX 0768-52-8178
E-mail　h-shinrin@hyper.ocn.ne.jp
ホームページ　http://notomori.net/

輪島支所
〒928-0011
輪島市杉平町１字１番地の１
TEL（0768）22-2452
FAX（0768）22-0996
・門前事業所　門前町清水13-6
TEL（0768）42-1312
・木材加工所　山岸町イ-73
TEL（0768）22-9776

能登支所
〒928-0331
能登町字柳田仁部39番地
TEL（0768）76-1231
FAX（0768）76-1230

珠洲支所
〒927-1214
珠洲市飯田町７の129番地
TEL（0768）82-0674
FAX（0768）82-6194

組合長挨拶

能登森林組合　代表理事組合長　坂本　明

組合員の皆様には、日頃から組合事業にご協力ご支援を賜り感謝申し上げます。

林業を取り巻く環境は木材価格の低迷や後継者問題など前途に難問が山積しています。その中でも皆様方の特に関心の高い木材価格ですが、平成八年にスギの㎥当たりの平均価格は三万六二〇〇円（能登木材総合センター）でしたが、現在では一万円であり約三・六分の一と大幅に下落しており、世界的に見てもこの価格が標準価格となりつつあります。このような状況下、森林組合では、更に集約化を進め、森林作業道等の路網と高性能林業機械の有効活用による低コスト化に努めてまいります。

また、今年度から新たな森林経営管理制度（森林バンク制度）が創設され、市町が未利用の森林を意欲と能力のある林業事業者へ貸し出す制度が始まります。これは林業事業者に市町が伐採や植林などの作業を任せる仕組みで、森林所有者が自ら経営できない未利用森林の活用を促す制度であり、大いに期待されます。

戦後造成された人工林は現在ではその五割が一〇齢級以上に達しており、その成長量は国内の木材需要を満たすのに十分な水準ですが、有効に活用されていない現状があります。当組合管内の森林資源については、民有林面積八万四〇〇〇haのうち、人工林率が約五〇％で人工林面積が四万二〇〇〇haとなっており、人工林の樹種別構成はスギが二万六〇〇〇ha、アテが九五〇〇ha、マツが四五〇〇ha、その他針葉樹が二〇〇〇haとなっており、県下で最も森林資源が豊富な地域であり、この資源を大いに活用し地域の発展を計って行かなければと思います。

今後ともご支援、ご協力をお願い申し上げて挨拶と致します。

挨　拶

能登森林組合　代表理事副組合長　元井　孝司

この度、代表理事副組合長の重責を担うことになりました。微力ながら誠心誠意、組合員の皆様の負託に答えられるよう林業と組合の振興発展に努めさせていただきます。長期間にわたる木材価格の低迷、林業離れが加速それによる放置森林増加が現状であります。

また、循環型社会における新たな森林、林業スタイルが求められています。公共建物等における地元産材の利用促進をはかるとともに、森林経営管理制度を活用した集積、集約化など林業経営者の確保育成を市町と連携しながら促進への努力も必要と思われます。

組合員の皆様方に、ご指導ご鞭撻と更なるご支援をお願い申し上げご挨拶と致します。

挨　拶

能登森林組合　代表理事副組合長　舘　博之

この度、代表理事副組合長を拝命賜りました。微力ながら地域林業の発展のため尽くす所存です。森林林業の課題として、境界の不明瞭、相続を含め後継者の問題、管理不足からの放置、作業員不足などがあげられます。これらの課題に取り組み、解決することが私の責務だと感じています。

今年度からスタートする森林経営管理制度を活用し、意欲と能力のある事業体として、行政と連携を図り努めて参ります。組合員の皆様のご協力をお願い申し上げご挨拶と致します。

令和元年度通常総代会開催される

六月二十一日（金）午前十時より、のとふれあい文化センターにおいて第十回通常総代会が開催されました。

開会に先立ち表彰授与式が行われ、次の方が表彰されました。

◇二十年勤続表彰（県森林組合連合会長表彰）

太佐美佳（珠洲支所）

また、来賓の方々を代表して、奥能登農林総合事務所・林所長、森林研究・整備機構金沢水源林整備事務所長・安倍所長、県森林組合連合会・森本専務よりご祝辞を頂きました。議長には輪島市の安津久人さんが選出され、提出された議案すべて原案通り可決、承認されました。

可決、承認された議案は次の通りです。

第一号議案　平成三十年度事業報告、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案、注記表及び附属明細書について

第二号議案　令和元年度事業計画設定について

第三号議案　令和元年度役員報酬の決定について

第四号議案　令和元年度貸付金の最高限度並びに貸付金利率の決定について

第五号議案　令和元年度借入金の最高限度の決定について

第六号議案　令和元年度余裕金預入先金融機関の決定について

第七号議案　役員選挙規程の一部変更について

附帯決議

役員選挙において新たな執行体制決定

総代会々場にて行われた役員選挙において、新たな役員が決定し、引き続き行われた組織理事会で新執行体制が決定しました。

新役員の任期は、三年後の通常総代会終了までとなります。理事二十一名、監事四名の新役員は次の皆さんです。

代表理事組合長
坂本　明（穴水町）

代表理事副組合長
元井孝司（輪島市）
舘　博之（能登町）

理事
山本登一（能登町）
廣野拓雄（輪島市）
片岡秋一（穴水町）
小田宏男（能登町）
谷　定雄（輪島市）
尾重和彦（珠洲市）
河内靖夫（輪島市）
矢野好廣（珠洲市）
福島雅夫（珠洲市）
垣地太良三郎（輪島市）
山岸昭夫（能登町）
森倉正信（輪島市）
桜井幸造（珠洲市）
谷内利明（能登町）
※中間一吉（能登町）
※岩岸英晴（輪島市）
※百成　博（穴水町）
※亀井順一郎（輪島市）

代表監事
田原義昭（能登町）

監事
室谷信子（能登町）
新　工一（珠洲市）
※池端洋男（輪島市）

※印・新任

いしかわ森林環境税及び森林経営管理制度について

石川県奥能登農林総合事務所　森林部長　山本雄平

本年四月から森林部長を務めております。よろしくお願いします。

組合員の皆様方におかれましては、日頃より本県の森林、林業並びに木材産業施策の推進に、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

今回、能登森林組合だよりに執筆の機会をいただきましたので、新たな使途が追加された「いしかわ森林環境税」及び今年度からスタートしました「森林経営管理制度（いわゆる森林バンク制度）」と、その財源となる「森林環境譲与税」についてご説明したいと思います。

さて、県土の約七割を占める森林は、木材の供給はもとより、豊かな水を育み、土砂災害を防ぎ、二酸化炭素を吸収して地球温暖化防止に貢献するなどの公益的機能を果たしており、私たちの生活を支えるかけがえのない県民共有の財産といえます。

しかしながら、木材価格の低迷や山村の過疎化・高齢化等により森林の手入れが適切に行われなくなったことで、林内が暗くなり下草が生えず土壌の流出が進むなど、森林の公益的機能が低下し、県民生活や自然環境に様々な影響を及ぼすことが懸念されてきました。

○いしかわ森林環境税

こうしたことから、県では森林の公益的機能を早期に回復させることを目的として、平成十九年度から「いしかわ森林環境税」を導入し、積極的に森林の手入れ等に取り組んできたところです。

第一期対策（H19～H23）では、水源地域等の手入れ不足人工林について重点的に強度間伐による整備【写真1】を行い、第二期対策（H24～H28）では強度間伐のほか手入れ不足人工林の侵入竹の除去【写真2】を実施しました。現在は第三期対策（H29～H33）にあたり、当初からの強度間伐のほか侵入竹の発生源となっている放置竹林の解消【写真3】、及び野生獣の出没を抑制するための集落周辺の緩衝帯の整備【図1】を実施してきています。

【写真1】

【写真2】

【写真3】

【図1】

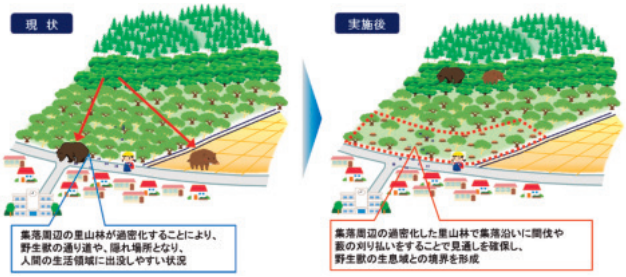

○森林経営管理制度及び森林環境税の創設

昨年五月に森林経営管理法が成立し、本年四月から森林経営管理制度【図2】がスタートしています。

この制度は、森林の適切な経営管理について森林所有者の責務を明確化するとともに、森林所有者自らが経営管理できない森林について、その経営管理を意欲と能力のある林業経営者や市町に委ねるものです。

また、この制度の導入に合わせて、今年度から市町へ森林環境譲与税の譲与が開始されます。令和六年度から課税される森林環境税（国

税として一人年額一，〇〇〇円を市町が賦課徴収します。）に先行して譲与されます。

この制度の導入により、これまでいしかわ森林環境基金事業により県が実施してきた手入れ不足人工林の整備は、市町が主体となって進めていくこととなりました。

なお、森林組合と森林経営委託契約等を締結されている組合員の皆様は、引き続き森林組合に経営管理を委託していただければ結構です。

○いしかわ森林環境税使途の見直し

これまで、森林環境基金事業により手入れ不足人工林の整備を着実に進め成果をあげてきた一方で、新たな手入れ不足人工林が発生しており、今後は、従来の方策に加え、手入れ不足人工林の発生を未然に防ぐ対策が必要となりました。

このため、木材利用の促進により、経済林における間伐を推進し、手入れ不足人工林の発生を未然に防ぎ、公益的機能を持続的に発揮させることが重要なことから、本年度から、いしかわ森林環境税を財源とした県産材利用促進対策【図3】を新たな使途として追加しました。

○おわりに

県では、森林の公益的機能を持続的に発揮させるため、市町による森林経営管理制度の円滑な運営を支援することで手入れ不足人工林の整備の推進し、また、いしかわ森林環境税による県産材の利用促進を図ることで手入れ不足人工林の発生を未然に防ぐとともに、放置竹林の整備や集落周辺の緩衝帯整備にも引き続き組んでまいりますので、組合員皆様の一層のご支援・ご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

最後に、能登森林組合の益々のご発展と組合員の皆様方のご多幸を心より祈念申し上げます。

【図2】

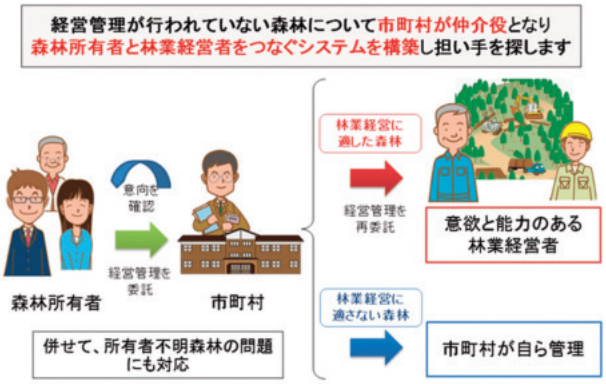

【図3】

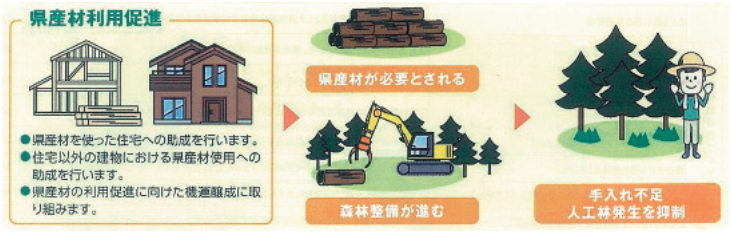

人事異動

［平成三十一年四月一日付］

本所

参事　中本　幸夫

［総務部］

総務部長（兼総務課長）　山崎　浩伸

課長補佐　吉村美代子

係長　山本　康代

書記　谷口　陽菜

［事業部］

事業部長（兼事業課長）　古坊　勝利

課長補佐　万砂　理恵

［穴水担当課］

課長　森谷三代一

課長補佐（事業課兼）　谷　昌俊

技師　山田峻伊智

書記　船本　彩菜

輪島支所

支所長　春木　正司

課長　泉　健一

課長補佐　坂本　博秋

係長　出口　光広

技師　熊野　出海

書記　山下　千秋

〃　古倉　陽子

臨時職員　瀬例　敏之

［門前事業所］

係長　竹田　正平

臨時職員　神崎　智子

［木材加工所］

係長　田中　亨英

能登支所

支所長　滝平　義弘

課長補佐　槻　繁治

係長　藤村　真行

技師　石川　裕弥

書記　高木　明美

嘱託職員　山本真木子

珠洲支所

支所長　江端　辰男

係長　竹橋　俊裕

技師　名竹　和規

〃　岡本　純

〃　地原　弘貴

書記　太佐　美佳

嘱託職員　細田　哲夫

退職

［宇出津事業所］

嘱託職員　安宅まゆみ

［門前事業所］

嘱託職員　表　啓子

※本年三月末を以て定年退職されました。これまでのご功労に敬意を表し、今後のご健勝とご発展をお祈りします。

支所だより

本所（穴水）

組合員様の木材の流れ

当組合では組合員様の山林で間伐された木材を選別後、能登木材総合センターの市売りのほか、左記企業との協定材として納材し、木材の安定的な供給と価格の安定に努めております。

今後も安定した木材価格を確保するとともに、補助事業等を有効に活用し組合員様へ少しでも多く還元できるよう、鋭意努力してまいります。

市売り
能登木材総合センター
鳳珠郡穴水町字麦ヶ浦
昨年度取扱材積　8272㎥
平均立米単価　スギ約 11,000 円･アテ約 16,000 円
＊椪積料他別途手数料がかかります

協定
林ベニヤ産業株式会社
七尾市大田町
昨年度取扱材積　6146㎥
径 14 ～ 50cm　1 ㎥当たり約 8,500 ～ 11,000 円
＊選別料他別途手数料がかかります

協定
株式会社輪島バイオマス発電所
輪島市三井町市ノ坂
昨年度取扱材積　7772t
1t当たり 5,800 円
＊運賃他別途手数料がかかります

ほか、県内外協定先製材工場
昨年度取扱材積　1608㎥
1㎥当たり約 7,000 ～ 13,500 円
椎茸原木
昨年原木仕入価格　1本 220 円（税込み）

穴水担当課長　森谷三代一

支所だより

輪島支所

安全な山仕事のすすめ

組合員の皆様におかれましては、平素より組合運営にご協力を賜り御礼申し上げます。

さて、林業・山仕事においては常に危険が背中合わせにあることは、組合員の皆様もご存じのことかと思います。組合におきましても、作業手順の遵守を大前提として、様々なカリキュラムで労働災害の撲滅に取り組んでおります。

その一つとして、林業災害労働防止協会主催で穴水労働基準監督署の監督官と合同で、作業現場をパトロールし、課題を協議しあう取り組みがあります。

9月初旬に、写真のとおりパトロールが行われました。現場視察後、穴水・輪島班と能登・珠洲班が合流し、課題など報告協議しました。協議内容として、まずは、車寄せなどに車を頭からいれて駐車することがありますが、私ども事業体は車を止める際には進行方向へ向きを変えてバックで止めるよう指導しております。何らかの理由で急いで下山する際の危険が大きいからです。そして、なにより、服装、特に履き物についてはスパイク付きを使用することが重要です。定年を迎え少し山仕事をやってみようかな、という方もおいでのことと思います。山行きの装備品などは組合で色々推奨品を取り扱っておりますので、ご相談いただき、怪我無く所有林の管理をしていただきたいと願っております。

また、組合へ施業をお申し付けいただくことは最大の安全です。

今後とも、組合事業に御協力を、よろしくお願い致します。

輪島支所長　春木　正司

支所だより

能登支所

緩衝帯整備の取り組み

近年、能登町管内では集落の里山林が、生活様式の変化等によりイノシシ等の隠れ場所になるなど野生獣の生息域と集落の緩衝域としての機能が低下していることから、集落をあげて「いしかわ森林環境税」の事業で緩衝帯整備の要望や相談があります。こちらの事業では山林と、集落や田畑等の境界から山林の刈り払いを行い見通しの確保をすることで、野生獣との境界を形成します。林内には管理歩道を開設し、その歩道に電柵を設置することで、さらに野生獣の進入を防いでくれます。田畑等の作物被害は耕作者にとっては重大な悩みであります。能登町ではこの事業を一年に一集落ではありますが、要望がある箇所から計画し実施に至っており、その効果や話など喜びの声が届いております。

こういった里山林整備もしくは森林整備を実施することによって、野生獣からの被害を減らし私たちの安心・安全な生活環境を守っていく為に、能登支所としましても、ただ森林整備をするだけではなく、組合員の皆様からの要望や意見を充分に取り入れながら努めていきたいと思いますのでお気軽に相談して頂きたく、今後ともご協力賜りますようお願い致します。

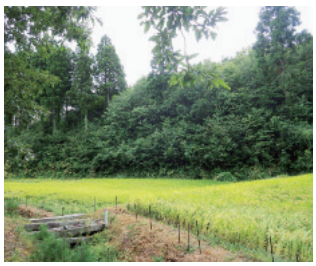

能登支所　係長　藤村　真行

支所だより

珠洲支所

利用間伐と皆伐事業を推進します！

組合員の皆様にご提案がございます。

まず第一に、皆様や先代方が十分手入れをなされてきた山林は、五・〇〇ha以上の団地化をして間伐を実施することにより補助金と間伐材の販売金額を合わせると経費を上回り、皆様に還元することができると見込まれます。後世に木材を残しながら、皆様や先代方が投資した分のいくらかでも回収することができます。

第二として、林齢が五〇年生以上の大径材になっても材価の上昇があまり見込めない状況も出てきております。そこで、高性能機械を使い効率的に皆伐を実施し収入を得る（伐跡は再造林が必要となります）、という方法も選択肢として考えられるようになってきております。再造林以降の保育も補助事業の対象とすることで、収入からの手出しも圧縮できる見込みもあります。

手入れのできた山林をお持ちの方は、これらのどちらかの方法での施業を是非お勧めいたします。

当珠洲支所においては若手からベテランの森林施業プランナーを含む職員総勢七名が、日頃から皆様のお役に立てる間伐や皆伐等の提案をできるよう研鑽しております。職員より提案がありました際にはぜひご検討していただければ幸いです。また、皆様からのご用命も随時お受け致しておりますので、お気軽にご相談下さいますようお願い申し上げます。

珠洲支所長　江端　辰男

第六十四回　石川県山林大会被表彰者

令和元年八月二十七日（火）金沢市の石川県立音楽堂邦楽ホールにおいて、「今こそ伐り時、使い時～使ってまわそう森のサイクル～」と題して第六十四回石川県山林大会が開催され、能登森林組合管内で次の方々が栄えある表彰を受けられました。

（敬称略）

一、林業功労者

石川県山林協会長表彰

［木材産業の振興、協同組合の育成］

◇木場　正彦（輪島市門前町）

二、育林コンクール

全国林業改良普及協会会長賞

［スギ・アテ五十二年生］

◇亀井　順一郎（輪島市深見町）

石川県山林協会会長賞

［スギ五十五年生］

◇紙谷　靖博

（能登町字五郎左エ門分）

お知らせ

出資配当は〇・五%です

平成三十年度決算に基づく出資配当金は、〇・五%の配当が総代会で決議されました。

配当金の支払いは、出資金一〇万円以上の方については現金振込とし、未満の方については出資予約預かりとさせて頂きます。

出資配当金支払明細書について

能登森林組合では、出資証券の交付は致しませんので、本誌に同封の出資配当金支払明細書で出資金額及び配当額を確認してください。

名義変更等の手続きはお済みですか？

相続や経営委託（山林の相続・贈与ではないが経営管理を父から息子へ引き継いだ等）の場合は組合員名義の変更手続きが必要となります。

◇相続の場合

相続加入手続きとなり、組合員であるご家族が死亡されてから一〇ヶ月以内

〇相続人が確定し登記された時点

〇登記前の場合は、相続人の分割協議等を証する書類が必要です。

※一〇ヶ月以上経過している場合は、手続きが異なりますので、詳しくは組合にお問い合わせ下さい。

宛先不明の組合員の方をご存じありませんか？

組合員台帳に登録されている連絡先住所へ郵送しても複数回にわたって宛先不明にて返送される組合員の方が現在六〇〇名以上おいでます。

今後集落等へ入り調査いたしますので、親戚方等より情報をいただければ幸いに存じます。

※森林組合法では長期間にわたり、組合事業を利用しない組合員については法定脱退（除名）の手続きをすることが定められており、長期間にわたり行方がわからない方等に関しまして、一定期間周知した上で、法定脱退の手続きをとらせていただきます。

各種手続きは本所、各支所で随時受付します。